

枚方市監査委員告示第 9 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定により監査の結果に関する報告及び意見を次のとおり公表する。

令和 7 年（2025 年）6 月 27 日

枚方市監査委員	上 森 太一郎
同	分 林 義 一
同	奥 野 美 佳
同	長 友 克 由

本監査は、枚方市監査基準に準拠して行った。

1. 監査の対象

(1) 対象部課

学校教育部 学校支援課
児童生徒課
支援教育課
放課後子ども課
教職員課
教育研修課
教育指導課

(2) 対象事務

令和 6 年度（2024 年度）における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査の期間

令和 7 年（2025 年）4 月 1 日（火）から令和 7 年（2025 年）6 月 26 日（木）まで

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

[学校支援課]

○就学援助に関する事務について

学校支援課では、就学援助に関する事務を分掌しており、経済的理由により就学が困難な児童・生徒等に対し、学用品費等の必要な援助を行うほか、その返還金の徴収及び滞納管理を行っている。

就学援助費に係る返還金の徴収及び滞納管理について、関係部署との連携強化策により、令和 5 年度 1 件、令和 6 年度 0 件と返還金の発生を抑制してきたことは、評価に値するが、令和 6 年度の滞納繰越分の調定が適切な時期にされていない事例等があった。令和元年度の定期監査時においても返還金に係る事務手続に関して、マニュアル等を整備するよう要望していたが、滞納繰越分の調定の手続や催告書の送付についての記載がなく、滞納管理に係るマニュアルとしては不十分と考える。

今後、マニュアル等の見直しを進め、適正な滞納管理事務を行うよう要望する。

〔児童生徒課〕

○不登校対策に関する事務について

児童生徒課では、年々増加する不登校児童・生徒の社会的自立のため、すべての不登校児童・生徒が個に応じた居場所や不登校支援とつながることを目指し、学校内外における居場所の整備を行っている。

その一つとして、空き教室を活用した公民連携事業を実施している小学校もあるが、本事業は、公民連携ガイドラインに基づく事業の終期の設定や成果の公表が適正に行われていないことや、負担金の支出時において経費の内容確認が不十分であることなどにより、成果等が得られたのか不明瞭な状態にある。

また、本事業の連携協定書においては、日付を遡って再締結したことや、市長の印ではなく、教育長の印が押されていることが明らかになるなど、不適切な手続となっていた。

令和8年度以降の実施の有無については未定とのことであるが、速やかに実施した取組内容の把握に努め、本事業の効果・課題を十分に検証した上で、総括した結果を今後の多様な居場所づくりに活かしていくよう要望するとともに、協定締結に係る事務については、法令等に基づいた事務処理を徹底するよう要望する。

〔支援教育課〕

○総合的教育力活性化事業に係る事務手続及び学校看護師の配置について

支援教育課では、子どもたちに豊かな体験を積ませる事業などを行う総合的教育力活性化事業を各中学校区の地域教育協議会に委託して実施している。当該事業に係る委託料は、事業実施後に確定しており、支出を裏付ける領収書の写し等が提出されているが、その一部について、委託期間内に使用されたことが確認できない購入物品があるなど、確認が不十分な事例が見受けられた。

今後は、より適切に事務を執行するとともに、学校、家庭及び地域が連携し子どもたちの生きる力を育むべく、事業目的の更なる周知に努めるよう要望する。

また、医療的ケアの必要な児童・生徒が在籍する小中学校に配置している学校看護師について、前回監査において、一部の学校で条例に規定された休憩時間が取得されていなかったことから適切な人員配置に努めるよう要望を行っていたが、学校看護師の確保に努めているとはいえ、現在も同様の状況が続いていた。

今後も引き続き、学校看護師の健康に配慮し、適切な人員配置に努めるなど、条例に定められている休憩時間の取得に向けた一層の取組を強く要望する。

〔放課後子ども課〕

○総合型放課後事業に関する事務処理について

本市では、全ての児童を対象とした居場所づくりと子育てしやすい環境の整備を目指し、令和5年度から全市立小学校内で留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアを一

体的に運用するとともに、枚方子どもいきいき広場事業と連携した取組を進めている。

それらの運営事務を所管している放課後子ども課において、留守家庭児童会室保育料及び同室間食費負担金の督促、催告の決裁を口頭で行ったのみで送付し、正式な起案文書が作成されないままの状態となっていた。また放課後オープンスクエア保険料等の実費収納手続においては、枚方市債権管理及び回収に関する条例施行規則に基づく期限までに督促がなされていなかった事例や、令和6年度に滞納繰越処理が行われていた同保険料等について、債務者に催告書を送付しているにもかかわらず、令和7年度において支払義務が発生していなかったとして全ての債務者の調定取消しが行われていた事例があった。

特に調定取消処理については、令和5年度に発生していた事案であり、債権の発生から回収に至るまでの事務処理については慎重かつ厳格に取り扱う必要があることは言うまでもない。

今後、同様の事案が発生することがないように、債権管理及び回収に関する事務を徹底し、適正な事務処理を行うよう要望する。

また、枚方子どもいきいき広場事業においては、補助対象外となる費用を実施団体募集要項に定めた上で、補助金を交付しているが、領収書を見ただけでは補助対象なのか判断できないものが多数見受けられた。

補助制度は公益上必要なものに限られており、その交付等に対する事務においても透明性が求められていることから、より詳細な支出対象を定めるなど、市としての説明責任を十分果たすべく適正な事務処理を行うよう要望する。

[教職員課]

○学校の働き方改革の推進について

本市では、学校が主体的に働き方改革の取組を進めるよう支援することで、教職員が健康でやりがいを持って勤務できる職場環境の実現、学校教育の水準の向上を目指し、業務改善、労働安全衛生、ワークエンゲージメントを3つの柱として働き方改革を推進している。

教職員一人ひとりの心身の健康保持の実現と、誇りややりがいをもって勤務することで、子どもたちに効果的で充実した教育活動を行うことができるよう、各学校での取組内容と効果を全校で共有するとともに、これまで明らかになった課題の解決に向けた取組を進めるよう要望する。

[教育研修課]

○教育文化センター内における事務処理及び理科薬品・備品の管理状況について

教育文化センター内の施設利用手続としては、希望団体から同センター使用者ID番号付与申込書の提出を受け、使用者ID番号を付与した後に、インターネットから施設の予約を行うこととしている。施設の利用に際し、同申込書の記載内容に不備があったにもかかわらずID番号を付与した事例や、使用料の還付手続に対する認識を誤ってい

た事例、施設内での拾得物について、遺失物法に基づき所管警察署へ届けがなされていなかった事例、また、理科薬品管理台帳への入力誤り等の事例があった。

今後は、各事務における処理について、市規則等を遵守し、適正な事務処理を行うよう強く要望する。

また、備品管理について、前回監査において適正管理を要望していたにもかかわらず、今回も同様の事例が確認された。

今後、速やかに備品の整理を進めるとともに、同様の事案が発生しないよう、登録から廃棄までの一連の作業がスムーズに行われる仕組みを構築するなど、適正な備品管理を行うよう強く要望する。

〔教育指導課〕

○中学校部活動地域連携事業について

国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、教育指導課では、少子化の中にあっても将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会の確保等を図るため、中学校部活動の地域連携の体制構築に向け、本市独自の様々な手法を試行実施するなど、課題の検証を進めている。

少子化が進展する中にあっても、生徒たちにとって部活動が自主的で多様な学びの場として継続し、自身の成長の糧となるよう、より良い活動環境の整備に向けた取組の推進を要望する。